



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

912	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
913	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	2
914	農地中間管理機構の事業規程の変更	(経営支援課).....	2
915	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
916	〃	(〃).....	3
917	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	3
918	〃	(〃).....	3
919	〃	(〃).....	4
920	公共測量の終了	(技術調査課).....	4
921	〃	(〃).....	5
922	〃	(〃).....	5
923	〃	(〃).....	5
924	〃	(〃).....	5
925	〃	(〃).....	5
926	〃	(〃).....	6
927	〃	(〃).....	6
928	〃	(〃).....	6
929	〃	(〃).....	6
930	〃	(〃).....	6
931	〃	(〃).....	7
932	〃	(〃).....	7
933	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
934	道路の供用開始	(〃).....	7
935	道路の区域変更	(〃).....	8
936	道路の供用開始	(〃).....	8
937	道路の区域変更	(〃).....	8
938	道路の供用開始	(〃).....	9
939	使用料の収納事務の委託	(建築住宅課).....	9

○ 選挙管理委員会告示

26	政治団体の届出事項の異動の届出	9
27	政治団体の解散の届出	10

告 示

和歌山県告示第912号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、

同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年7月24日まで縦覧に供する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和2年6月24日

2 名称

特定非営利活動法人ネクサス

3 代表者の氏名

中谷元治

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1431番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、自立生活支援を必要とする児童に対して、義務教育終了後の将来の自立を図るため生活の基盤となる住居を提供し、児童の相談、その他日常生活上の援助に関する事業を行い、児童の健全育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第913号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30624901 43	株式会社フレイルケア	訪問看護ステーションくりあ	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3295-17	訪問看護	令和 2.7.1	令和 8.6.30
				介護予防	令和 2.7.1	令和 8.6.30
				訪問看護	令和 2.7.1	令和 8.6.30

和歌山県告示第914号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により農地中間管理機構の事業規程の変更について、次のとおり承認したので、同条第2項の規定により準用される第8条第4項の規定により公告する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 農地中間管理機構の名称

公益財団法人和歌山県農業公社

2 承認に係る事業の種類

(1) 農地売買等事業（法第7条第1号に規定する事業をいう。）

(2) 農地所有適格法人出資育成事業（法第7条第3号に規定する事業をいう。）

3 承認年月日

令和2年6月16日

和歌山県告示第915号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字久野原字針原1306の2、1306の3、1313の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第916号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字原日浦字赤松334（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第917号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第918号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第919号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第920号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和元年10月1日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市外地内

和歌山県告示第921号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和元年10月1日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市外地内

和歌山県告示第922号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和元年10月1日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市外地内

和歌山県告示第923号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和元年11月11日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡すさみ町外地内

和歌山県告示第924号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和元年11月11日から令和2年3月26日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市外地内

和歌山県告示第925号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和元年11月11日から令和2年3月26日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市外地内

和歌山県告示第926号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和元年11月25日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市外地内

和歌山県告示第927号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和元年11月25日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市外地内

和歌山県告示第928号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和元年11月25日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市外地内

和歌山県告示第929号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和元年12月2日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市外地内

和歌山県告示第930号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和元年12月2日から令和2年3月19日まで

3 作業地域 和歌山県田辺市外地内

和歌山県告示第931号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和元年12月2日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡串本町外地内

和歌山県告示第932号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和元年12月2日から令和2年3月27日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡みなべ町外地内

和歌山県告示第933号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町真砂字真砂26 7番1地先から同町真砂字下真砂 59番1地先まで	旧	4.09 } 8.13	166.20	
同上	新	9.40 } 33.17	166.20	

和歌山県告示第934号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町真砂字真砂267番1地先から同町真砂字下真砂59番1地先まで

供用開始の期日 令和2年7月3日

和歌山県告示第935号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町大川字三ツ嶋 923番4地内	旧	5.27 } 12.13	80.00	
同上	新	9.12 } 14.97	80.00	

和歌山県告示第936号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大川字三ツ嶋923番4地内

供用開始の期日 令和2年7月3日

和歌山県告示第937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町小河内字雫1605番3地先から同町小河内字雫1605番1地先まで	旧	5.66 ） 7.49	31.72	
同上	新	14.74 ） 17.64	31.72	

和歌山県告示第938号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 すさみ古座線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町小河内字雫1605番3地先から同町小河内字雫1605番1地先まで

供用開始の期日 令和2年7月3日

和歌山県告示第939号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅及びその駐車場の使用料（以下単に「使用料」という。）の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 委託の相手方

弁護士法人ライズ綜合法律事務所

埼玉県さいたま市大宮区大門町1-1 ミナトビル5F

- 2 委託した使用料

使用料に係る未収金のうち和歌山県営住宅を退去した者に係るもので県の指定するもの

- 3 委託期間

令和2年6月1日から令和3年3月31日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年7月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山市支部連絡協議会	宇治田清治	会計責任者	古川祐典	井上直樹	令和2.5.31

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
上田良治後援会	河合孝秀	代表者	河合孝秀	堂山保男	平成30.12.10
鈴木とくひさ後援会	久保隆一	主たる事務所の所在地	田辺市本宮町小津荷70番地の2	田辺市文里2丁目32-1	令和2.5.15
那賀医師連盟	正木和人	代表者	正木和人	中田秀則	令和2.5.16
小池ささおの会	山崎武男	主たる事務所の所在地	御坊市菌247番地3	御坊市菌158	令和2.3.30
		会計責任者	小池明子	楠岡稔	令和2.3.30
二階俊博北山村後援会	山口賢二	会計責任者	藪本英明	葛城健也	令和2.5.25
仁坂吉伸北山村後援会	山口賢二	会計責任者	藪本英明	葛城健也	令和2.5.25

その他の政治団体の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
日本栄養士連盟和歌山県支部	吉村幸代	会計責任者	峠宣行	谷口千恵	令和2.6.13

和歌山県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年7月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
畑中まさお後援会	川口洋治	令和2.5.18
21きみの南昭和後援会	池上由喜生	令和2.5.31
内田英雄後援会	中山嘉久	令和2.6.1

井上かつひこ後援会	井上美香	令和 2.6.8
藤井みきお後援会	藤井幹雄	令和 2.6.9